

6月23日から29日までの「男女共同参画週間」に関する周知及び男女共同参画社会の実現に向けてなお一層の積極的な取組をお願いするものです。

事務連絡
令和6年6月4日

各都道府県・指定都市教育委員会
各 国 公 私 立 大 学
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校
小中高等学校を設置する学校設置会社を所管する
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた各地方公共団体
各 大 学 共 同 利 用 機 関 法 人
各 施 設 等 機 関
各 特 別 の 機 関
文 部 科 学 省 各 独 立 行 政 法 人
文 部 科 学 省 各 研 究 開 発 法 人
公 立 学 校 共 済 組 合
日 本 私 立 学 校 振 興 ・ 共 済 事 業 団

御中

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課

令和6年度「男女共同参画週間」の実施について（依頼）

「男女共同参画週間」については、男女共同参画推進本部において、平成13年度より毎年6月23日から29日までの1週間を「男女共同参画週間」とする旨決定されたことを受け、毎年実施しているところです。

本週間は、男女共同参画社会基本法の目的及び基本理念に対する国民の理解を深めることを目的としており、本年度は別紙2の実施要綱により実施することとしております。

本週間の中央行事である「男女共同参画社会づくりに向けての全国会議」については、6月26日に開催予定ですので、詳細は内閣府ホームページ (<https://www.gender.go.jp/public/event/2024/zenkoku/annai.html>) をご参照ください。また、内閣府ホームページ (https://www.gender.go.jp/public/week/kako/week_kako.html) より、男女共同参画週間ポスター等のダウンロードが可能ですので、広報告知等の際に御活用ください。

貴機関におかれては、本週間が有意義なものとなるよう、この週間の趣旨を職員等に周知するとともに、男女共同参画社会の実現に向けてなお一層の積極的な取組をお願いいたします。また、都道府県・指定都市教育委員会におかれましては、域内の市区町村教育委員会、所管又は所轄の学校（専修学校、各種学校を含む。以下同じ。）、その他の教育機関等に対して、国公立大学におかれましては、その附属する学校に対して、小中高等学校を設置する学校設置会社を所管する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体におかれましては、所轄の学校設置会社に対して、御周知くださるようお願いいたします。

【本件担当】

文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課
男女共同参画企画係

TEL：03-5253-4111（内線 3073）

府共第 1 6 7 号 - 1
令和 6 年 4 月 5 日

男女共同参画推進本部
男女共同参画担当官 殿

内閣府男女共同参画局長
岡田 恵子

令和6年度「男女共同参画週間」の実施について

男女共同参画社会の実現に向けた施策の推進について、格段の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、男女共同参画推進本部では、男女共同参画社会基本法の目的及び基本理念に対する国民の理解を深めることを目的として、平成 13 年度より毎年 6 月 23 日から 29 日までの 1 週間、「男女共同参画週間」を実施しております。

今年度は、別紙の実施要綱により各種行事等を実施することといたします。

つきましては、本週間が有意義なものとなるよう、週間の行事等に格段の御協力を賜りますとともに、貴省庁内の関係部局や貴管下の関係機関・団体に対する周知方よろしくお願い申し上げます。

令和6年度「男女共同参画週間」実施要綱

〔 令 和 6 年 4 月 5 日 〕
〔 男女共同参画推進本部長決定 〕

1 目 的

本週間は、男女共同参画社会の形成の促進を図る各種行事等を全国的に実施することにより、男女共同参画社会基本法の目的及び基本理念に関する国民の理解を深めることを目的とする。

2 実施期間

令和6年6月23日（日）から6月29日（土）までの1週間

3 主 唱

内閣府、警察庁、金融庁、消費者庁、こども家庭庁、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省

4 協力を依頼する機関・団体等

都道府県、政令指定都市、男女共同参画推進連携会議関係団体、女性団体その他の関係団体等

5 実施事項

- (1) 本週間の中央行事として「男女共同参画社会づくりに向けての全国会議」を開催する。
- (2) 本週間の実施に併せて「男女共同参画社会づくり功労者内閣総理大臣表彰」及び「女性のチャレンジ賞表彰」を実施する。
- (3) 本年度は、「男女ともに自らの個性と能力を最大限に発揮できる社会を実現していくこと」を重点とし、「だれもがどれも選べる社会に」というキャッチフレーズのもと、4に掲げる機関・団体等と協力し、男女共同参画社会の実現に向けた各種広報啓発活動等を実施する。